

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年9月3日(2020.9.3)

【公開番号】特開2019-208554(P2019-208554A)

【公開日】令和1年12月12日(2019.12.12)

【年通号数】公開・登録公報2019-050

【出願番号】特願2018-104266(P2018-104266)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 5 A

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和2年7月17日(2020.7.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

始動口を備える弾球遊技機であって、

遊技球が常時入球可能な前記始動口である第1始動口と、

開閉可能に構成され、開放時に遊技球の入球が容易になると共に、閉鎖時には、遊技球の入球が困難又は不可能になる前記始動口である可変入賞装置と、

遊技球が前記始動口に入球したことに起因して、大当たりに当選したか否かを判定する当否判定を行う手段であって、少なくとも、遊技球が前記可変入賞装置に入球した際に行われる前記当否判定では、さらに、小当たりに当選したか否かを判定する当否判定手段と、

前記当否判定が行われると、図柄の変動表示を行い、いずれかの前記図柄を停止表示させることで、前記当否判定の結果を報知する手段であって、前記図柄としてハズレ図柄が設けられており、前記当否判定で当選しなかった場合には、前記ハズレ図柄を停止表示させる変動表示手段と、

前記当否判定で大当たりになると、複数のラウンドにわたって大入賞口を開放する大当たり遊技を行う大当たり遊技手段と、

前記当否判定で小当たりになると、短期間にわたって前記大入賞口を開放する小当たり遊技を行う小当たり遊技手段と、

前記大当たり遊技の終了後、前記可変入賞装置の開放期間が長くなる開放延長状態と、前記変動表示手段による前記図柄の変動表示の期間が短縮される時短状態とに移行することで、特典期間を開始させる移行手段と、

前記ハズレ図柄を特定図柄とし、前記特典期間に、前記変動表示手段により前記特定図柄が停止表示された回数が予め定められた継続回数に達すると、前記時短状態を維持したまま前記開放延長状態を終了させる終了手段と、

を備え、

前記可変入賞装置は、開放時に、開放された前記大入賞口への遊技球の入球を妨害するよう構成されており、

遊技球が前記可変入賞装置に入球した際に遊技者に付与される賞球の数は、遊技球が前記大入賞口に入球した際に遊技者に付与される賞球の数よりも少ないと、

を特徴とする弾球遊技機。

【請求項 2】

請求項 1 に記載された弾球遊技機において、
複数の種類の前記ハズレ図柄が設けられており、
一部の種類の前記ハズレ図柄が、前記特定図柄として用いられること、
を特徴とする弾球遊技機。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

上記課題に鑑みてなされた請求項 1 に係る発明は、始動口を備える弾球遊技機に関するものである。該弾球遊技機は、遊技球が常時入球可能な前記始動口である第 1 始動口と、
開閉可能に構成され、開放時に遊技球の入球が容易になると共に、閉鎖時には、遊技球の入球が困難又は不可能になる始動口である可変入賞装置と、遊技球が始動口に入球したことに起因して、大当たりに当選したか否かを判定する当否判定を行う手段であって、少なくとも、遊技球が可変入賞装置に入球した際に行われる当否判定では、さらに、小当たりに当選したか否かを判定する当否判定手段と、当否判定が行われると、図柄の変動表示を行い、いずれかの図柄を停止表示させることで、当否判定の結果を報知する手段であって、前記図柄としてハズレ図柄が設けられており、前記当否判定で当選しなかった場合には、前記ハズレ図柄を停止表示させる変動表示手段と、当否判定で大当たりになると、複数のラウンドにわたって大入賞口を開放する大当たり遊技を行う大当たり遊技手段と、当否判定で小当たりになると、短期間にわたって大入賞口を開放する小当たり遊技を行う小当たり遊技手段と、
大当たり遊技の終了後、可変入賞装置の開放期間が長くなる開放延長状態と、変動表示手段による図柄の変動表示の期間が短縮される時短状態とに移行することで、特典期間を開始させる移行手段と、前記ハズレ図柄を特定図柄とし、特典期間に、変動表示手段により特定図柄が停止表示された回数が予め定められた継続回数に達すると、時短状態を維持したまま開放延長状態を終了させる終了手段と、を備える。そして、可変入賞装置は、開放時に、開放された大入賞口への遊技球の入球を妨害するよう構成されており、遊技球が可変入賞装置に入球した際に遊技者に付与される賞球の数は、遊技球が大入賞口に入球した際に遊技者に付与される賞球の数よりも少ない。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

なお、請求項 2 に記載されているように、複数の種類の前記ハズレ図柄が設けられており、一部の種類の前記ハズレ図柄が、前記特定図柄として用いられても良い。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 8】

上記構成によれば、開放延長状態中や時短状態中において、遊技を多様化させたり、遊技者に緊張感を与えることが可能となり、遊技の興奮を高めることが可能となる。

また、当否判定手段は、当否判定において小当たりに当選したか否かをさらに判定しても良い。また、弾球遊技機は、当否判定で小当たりになると、大入賞口を開放する小当たり遊技を行う小当たり遊技手段をさらに備えていても良い。また、当否判定で小当たりとなつたこと

を報知する際に変動表示手段により停止表示される図柄を、小当たり図柄とし、小当たり図柄が、特定図柄として用いられても良い。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

上記構成によれば、特典状態の終了時期を小当たりの発生に基づきランダムに変動させることが可能となり、特典状態中の遊技の興奮を高めることができるとなる。また、小当たりと引き換えに特典状態の終了に近づくため、遊技者の落胆を抑制できる。

また、一部の種類の小当たり図柄が、特定図柄として用いられても良い。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

また、当否判定で当選しなかったことを報知する際に変動表示手段により停止表示される図柄を、ハズレ図柄とし、ハズレ図柄が、特定図柄として用いられても良い。

上記構成によれば、特典状態の終了時期をランダムに変動させることができるとなる、遊技者は特典状態の終了時期を正確に把握し難くなる。その結果、特典状態中の遊技の興奮を高めることができるとなる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

また、一部の種類のハズレ図柄が、特定図柄として用いられても良い。

上記構成によれば、当否判定でハズレとなった場合、特定の種類のハズレ図柄が停止表示された場合には、特典状態の終了に近づくが、他の種類のハズレ図柄が停止表示された場合には、特典状態の終了に近づかない。このため、ハズレ時に遊技者を一喜一憂させることができ、遊技の興奮を高めることができるとなる。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

また、弾球遊技機は、始動口として、常時入球が可能な通常始動口と、開閉可能に構成され、開放時に遊技球の入球が容易になると共に、閉鎖時には、遊技球の入球が困難又は不可能になる可変入賞装置と、を備えていても良い。また、当否判定手段は、通常始動口と可変入賞装置とのうちの一方に遊技球が入球したことに起因して、当否判定として第1当否判定を行い、通常始動口と可変入賞装置とのうちの他方に遊技球が入球したことに起因して、当否判定として第2当否判定を行っても良い。そして、変動表示手段は、第1当否判定が行われると、図柄である第1図柄の変動表示を行い、いずれかの第1図柄を停止表示させることで、第1当否判定の結果を報知し、第2当否判定が行われると、図柄である第2図柄の変動表示を行い、いずれかの第2図柄を停止表示させることで、第2当否判定の結果を報知し、第1図柄と第2図柄とのうちの一方が、特定図柄として用いられても

良い。